

電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の改正・制定案に対する意見募集
 －ローカル5G等導入のための制度整備－
 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方
 （令和元年9月28日～令和元年10月28日意見募集）

提出件数 7件（法人 6件、個人 1件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等 今回の省令案等は、ローカル5Gの早期導入を促進する制度整備であり、今後、地域に密着した多様なニーズの実現に向けた新たなビジネスチャンスの創出に期待をしております。このような観点から、本省令・告示案及びガイドライン案に賛同いたします。 なお、今後、一層の導入円滑化に資する観点から、ローカル5G向けの周波数が拡張されることを期待しております。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	クアルコムジャパン合同会社	・省令並びにガイドライン案に賛同するとともに、ローカル5Gの早期導入と着実な発展を期待します。 様々な主体が柔軟に5Gシステムを導入し、地域課題の解決や産業発展を実現することができるローカル5Gの導入に関する省令改正並びにガイドライン策定に賛同いたします。全国キャリアや地域BWAをアンカーとする形態を含む多様なNSAが許可される点や、全国5Gとローカル5Gで共通に技適をとれるようになっている点は産業観点及びものづくり観点から大変好ましいものであり、ローカル5Gの早期導入と着実な発展が期待できるものと思います。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		・ローカル5G含むミリ波帯5Gにおける「アンカー」は、NSA構成に限らず有用なケースがあるため、低い周波数帯の5Gをアンカーとするローカル5Gも許容することを検討すべきと考えます。 ガイドラインで規定されるNSA構成におけるアンカーは、特にローカル5Gがミリ波帯で運用される場合に、通信を安定化させ、コネクティビティを担保するのに高い効果を奏します。このアンカーという概念は、今後4Gシステムが5Gシステムに置き換わったり、SA構成が運用されるようになったとしても有用となります。例えば、ミリ波帯のローカル5Gに対して、マイクロ波帯の5Gキャリアをアンカーとして用いることができれば、NSA構成と同様に通信安定化・コネクティビティ担保を行うことができます。アンカーもローカル5Gもいずれも5Gという構成はいわゆるSAですが、5Gコアネットワークと親和性が高く、5Gで期待されるネットワークスライシングや高度化セキュリティ技術の導入も容易となります。今後の制度設計にあたっては、現状想定される4Gをアンカーとするローカル5G（いわゆるNSA）の構成に限らず、5Gをアンカーとするローカル5Gの構成も許容できる形に拡張していくことが望ましいと考えられます。	5Gバンドのアンカー利用については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

			<p>・全国5Gとローカル5Gの両方に対応する製品に対しては、技術的懸念がない限り、同じ内容で二重に特定無線設備の技術基準適合証明を得るそれぞれ取得する必要がないような制度とすべきと考えます。</p> <p>なお、別紙1によれば、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正し、設備規則第四十九条の六の十二第二項又は第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動局に使用するための無線設備を、法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備として定めるとしています。一方別紙4では、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正し、設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第三項に規定する陸上移動局の無線設備それぞれに対して、異なる無線設備の規格コードを割り当てるとしています。これは、設備規則第四十九条の六の十二第二項に定める無線設備と設備規則第四十九条の六の十二第三項に定める無線設備を異なる無線設備として定めることを意味しており、全国5Gとローカル5Gの両方に対応する製品に対しては、特定無線設備の技術基準適合証明をそれぞれ取得する必要がある、ということになるのでしょうか。ローカル5Gと全国5Gは同一の無線通信規格を用いており技術的要件も共通であることから、同一の機器をローカル5Gと全国5Gの両方で使えるよう開発・製品化されるケースが多いと思われます。ある製品について、同じ内容で二重に技術基準適合証明を得るようなことになると、製品コスト増や市場投入の遅延を起しかねません。この点ご配慮いただき、技術的要件に差分がない限り、技術基準適合証明をローカル5Gと全国5G共通で取得できるよう法整備をお願い申し上げます。</p>	<p>本改正によって、全国5G向けの無線設備とローカル5Gの無線設備について一体的に技術基準適合証明を受けることが可能です。</p> <p>なお、平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）については、無線局免許申請の際に必要なコードを定めるものであり、技術基準適合証明の取得の際に使用するコードとは異なるものとなります。</p>	無
3	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業 協会	電波法施行規則等 の一部改正 ローカル5G導入 に関するガイドラ イン案	<p>今回、電波法施行規則等の一部の改正する省令案、およびローカル5G導入に関するガイドライン案等が作成され、ローカル5G導入に向けた制度整備が進むことに賛同いたします。</p> <p>4. 5GHz帯についても、ローカル5G導入に向けた制度整備が順調に進められることを希望いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		省令等改正案の概 要 ローカル5Gの技 術的条件 (28.2-28.3GHz) ・最大空中線電力 及び空中線電力の 許容偏差 ・空中線絶対利得 の許容値	<p>28GHz帯の基地局は、RFコネクタ無しでアンテナと増幅器が一体となった基地局となることもあり、その場合には、空中線電力の測定を装置内で行うことが難しい場合も想定されます。</p> <p>従い、良好な電波環境の維持に向けて、アンテナ一体型の基地局の評価方法の検討も必要になるものと考えられますので、評価に関することについても触れていただければと思います。</p>	<p>情報通信審議会答申（令和元年6月18日）において、試験機器に空中線端子がない場合の測定法については、OTAによる測定法を適用することが適当であるとされており、今後、必要に応じて所用の整備を行ってまいります。</p>	無
4	ソフトバンク 株式会社	電波法施行規則等 の一部を改正する 省令案 無線設備	無線設備規則などでは、ローカル5G向けの技術基準が、第49条6の12第3項と通常のミリ波の全国5Gの技術基準（第49条6の12第2項）とに分けて記載されており、関連する告示も技術的条件を分けて記載されております。	ご意見を踏まえ、無線設備規則の一部改正案について、第49条の6の12第2項を以下のように変更し、ローカル5Gの技術基準の規定項目（無線設備規則第49条の6の12第2項）を引用	有

		規則の一部改正 (p. 8) 別紙2_昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号の一部を改正する告示案 など	本来、ローカル5Gの100MHz幅の技術基準は、全国5Gミリ波の100MHz幅の技術基準と同じ規定内容と考えます。 従いまして、全国BWA・地域BWA・自営BWAと同様に無線設備規則の規定や関連告示を利用周波数帯により区別する、もしくは原則は今回のローカル5Gの前項となる全国ミリ波の技術基準（設備規則第49条の6の12第2項）に規定するものとし、差分がある場合は、「前項に規定する条件のほか次に掲げる条件に適合する」などと、差分となる項目のみを本項に規定することが望ましいと考えます。	する関係する其他省令についても規定を変更いたします。 無線設備規則第49条の6の12第2項 27GHzを超え28.2GHz以下又は28.3GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備及び28.2GHzを超え28.3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
		別紙7_平成十五年総務省告示第三百四十四号の一部を改正する告示案 (p. 2)	当該告示にローカル5Gの規定に加え、5G NRの規定である「施行規則第十五条の三第二号(13)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準」および「施行規則第十五条の三第二号(14)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準」も追加いただきました。	ご意見を踏まえ、平成十五年総務省告示第三百四十四号(外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)の一部を改正する告示案に、必要な規定を追加いたします。	有
5	Wireless City Planning株式会社	電波法施行規則等の一部を改正する省令案 無線設備規則の一部改正 (p. 8) 別紙2_昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号の一部を改正する告示案 など	無線設備規則などでは、ローカル5G向けの技術基準が、第49条6の12第3項と通常のミリ波の全国5Gの技術基準(第49条6の12第2項)とに分けて記載されており、関連する告示も技術的条件を分けて記載されております。 本来、ローカル5Gの100MHz幅の技術基準は、全国5Gミリ波の100MHz幅の技術基準と同じ規定内容と考えます。 従いまして、全国BWA・地域BWA・自営BWAと同様に無線設備規則の規定や関連告示を利用周波数帯により区別する、もしくは原則は今回のローカル5Gの前項となる全国ミリ波の技術基準(設備規則第49条の6の12第2項)に規定するものとし、差分がある場合は、「前項に規定する条件のほか次に掲げる条件に適合する」などと、差分となる項目のみを本項に規定することが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、無線設備規則の一部改正案について、第49条の6の12第2項を以下のように変更し、ローカル5Gの技術基準の規定項目(無線設備規則第49条の6の12第2項)を引用する関係する其他省令についても規定を変更いたします。 無線設備規則第49条の6の12第2項 27GHzを超え28.2GHz以下又は28.3GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備及び28.2GHzを超え28.3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	有
		別紙7_平成十五年総務省告示第三百四十四号の一部を改正する告示案 (p. 2)	当該告示にローカル5Gの規定に加え、5G NRの規定である「施行規則第十五条の三第二号(13)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準」および「施行規則第十五条の三第二号(14)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準」も追加いただきました。	ご意見を踏まえ、平成十五年総務省告示第三百四十四号(外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)の一部を改正する告示案に、必要な規定を追加いたします。	有
6	前橋市		ローカル5Gは、企業及び自治体が各々のニーズに応じて柔軟に5Gが利用できるものであり、地域活性化・地方創生につながる有効な制度であると考えている。本市としても、現在までマイナンバーカードの利活用、自治体クラウドや5Gの実証事業などICTの利活用に積極的に取り組んできており、また地域の特性としてICTの感受性に高いことから、ローカル5Gについても地元企業等を含め検討し積極的に活用していきたい。 一方、ローカル5Gの周波数は、従来の携帯電話用の周波数と比較し高い帯域を使用するため、電波は届きにくく、エリアをある程度カバーするため密	ご意見を踏まえ、無線局免許手続規則等に必要な規定を追加いたします。	有

			に基地局を置局する必要がある。また、多数の端末が接続され、大容量の情報伝達が可能となる。このような特性のなかで、ローカル5Gの免許人、サービス提供者・利用者が様々な情報を安心して活用できる環境を構築するためには、基地局、端末、アプリケーションを含め、情報漏洩等のセキュリティリスクに十分に配慮し、利用者の安心感を醸成することが必要と考えており、そうした制度設計を検討していただきたい。		
7	個人	無線局免許手続規則 別表第二号第2 (11)	「・・・地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては受けようとする、免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。」とあるが、これは地域BWA同様に別のシステム（今回のローカル5G）で事業展開が可能と理解できるが、現時点でNSAIによる構築しか想定できないとすると、開設の根本基準第3条4項「その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。」から推察し実用局としての展開は現実的でないように見受けられるが如何？	ローカル5Gは、5Gの技術仕様上、導入当初はNSA構成として構築する必要がありますが、電波法及びその関連法令において、導入当初からのSA方式を妨げているものではありません。	無
		無線局免許手続規則 別表第二号第2 (12)	「ア無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局」について所有者から借り受けた場所において開設する場合、賃借契約等で開設が可能であると証明するに足りうる資料についてはどのようなものを想定しているか。また諸事情において所有権等の証明が困難な場合は当該申請は無効とされると解すべきか？	所有者から借り受けた場所において開設する場合、賃借契約等で開設が可能であると証明する資料につきましては、契約書等が該当します。また、所有権等の証明が困難な場合については、他者土地利用での開設として取り扱うこととなります。	無
		無線局免許手続規則 別表第二号第2 (12)	「イ無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局」について証明する場合は、依頼者が前項と同様の権利者である事を証明する必要性を有しているか？	免許人が依頼者から開設を依頼されたことを証明する資料を提出することが必要となります。	無
		無線局免許手続規則 別表第二号第2 (12)	「ウその他通信の相手方が停止して運用する無線局」とは固定設置を義務化しているか？例えばローカル5Gの通信を行う場合のみ免許を受けた定位置に半固定し通信を行い、別の通信網と接続する場合移動すると言う利用方法は可能か。この場合の資料は何を必要とするか。	ご認識のとおり、ローカル5Gの通信を行う場合には、固定した場所で運用し、ローカル5G以外の無線局と接続する場合には、当該無線局の免許範囲に応じて移動等を行い運用することは可能です。 なお、基地局の通信の相手方の陸上移動局が停止して運用する場合、陸上移動局の設置エリアを記載した業務区域の提出が必要となります。	無

注 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ございました。

注 「ローカル5G導入に関するガイドライン案」に関して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は、令和元年10月9日から同年11月7日までの間、意見募集を行っていた「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集－ローカル5G等導入のための制度整備－」と合わせて意見募集の結果を公表いたします。